

いじめの防止等のための基本的な方針

松本市立源池小学校

一 いじめの防止等の対策のための基本的な方針

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第十三条により、源池小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめの防止等の対策の目指す方向

- (1) すべての児童が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築くことができるようにするとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことを目指し、未然防止に努めます。
- (2) 児童が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるように努めます。
- (3) 児童を大勢の大人の目で見守るとともに、児童や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが大事になる前に早期発見・早期対応に努めます。
- (4) いじめが起きた時は、いじめられた児童の心身の安全を第一に、児童の気持ちに寄り添い、学校、家庭、その他の関係者が連携して支援・指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることを目指します。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校では、いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止を大切に考え、全職員で取り組みます。また、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。

(1) いじめの未然防止

学校では、次のような視点を大切にし、いじめが発生してから対応するという考え方ではなく、未然防止に力点を置きたいじめの起こりにくい学校づくりを進めます。

- ・児童に「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子は一人もいない」ことや、命の尊さについて理解を促す。
- ・児童が充実感や自己有用感を感じられる教育活動を展開し、集団の一員としての自覚や自信を育み、自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対応できる力を育成する。
- ・児童間のささいなトラブルは人間関係を育む機会ととらえ、児童生徒が自他を理解し、相手との関係を自らつくる力を身につけられるよう指導する。
- ・児童が安心して毎日を過ごすために、規律ある学校生活ができるよう配慮し、開かれた集団作りを行う。

(2) いじめを早期に発見するために

いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。すべての大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で児童の変化に目を配ることが必要である。その際、いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあるこ

とを認識し、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめに進行する可能性がある事象について、早い段階から適切に関わりを持つことが欠かせない。また、一人で判断するのではなく、「報告・連絡・相談」を大切にし、複数の目で判断する。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることを大切にする。

（３）いじめへの対処

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応することを原則とする。また、いじめを把握した場合の対応の仕方について、平素から職員の共通理解を図り、組織的な対応のための体制整備を図る。

いじめがあることが確認された場合は、いじめを止めるとともに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等丁寧な対応をする。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関（心理や福祉の専門家の助言、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との連携を図る。

（４）学校と家庭や地域、関係機関の連携

いじめ防止等への対応は、社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、家庭や地域、関係機関と連携して取り組むことが欠かせない。日頃から児童に多くの大人が関わることで、いじめの早期発見等につながる場合もあるため、個人情報扱いに十分留意した上で、家庭や地域との連携に心がける。

いじめの問題への対応は、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から相談や情報交換できる体制を整えていく。

３ いじめ問題の理解

（１）いじめをとらえる視点

この基本方針における「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（SNS等を通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けるた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）いじめの形態

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずし、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンやスマホ等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるもの等、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮をした上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。

(3) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立って、特定の教員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（法第22条に規定）を活用して複数の職員で行うことを原則とする。

そのため、いじめられた児童の気持ちに寄り添い、些細な出来事であっても軽視せず、広くいじめの可能性のある事象について情報収集・確認を行う。

《以下の点に配慮する。》

- ・本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので、表情や様子をきめ細かく観察したり、行為の起こったときの本人や周辺の状況等を丁寧に確認したりする。
- ・行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った児童に対し、適切に指導する。
- ・いじめられた児童といじめた児童の意識に食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難を生じることがある。解決の為には、双方からしっかりと話を聞き、いじめにつながった具体的な行為と気持ちとを結びつけて考える。

二 いじめの防止等のための取り組み

1 学校の「いじめ防止等対策委員会」の位置づけ

(1) 構成員

生徒指導委員会（不登校・いじめ防止等対策委員会）

(2) 役割

- ・いじめの防止等の取り組みの計画立案と評価を行う。
- ・個別相談や相談窓口に寄せられた情報を集約し、必要に応じて会を招集し、対応を検討する。
- ・取り組みについての記録を残すとともにその取り組みに対する振り返りを行う。
- ・情報を集約し、記録する。必要に応じて会を招集し対応を検討する。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（松本警察署）等の協力を得るとともに、対応が困難な場合の体制を整える。

2 いじめの防止等の取り組み

(1) いじめの未然防止・早期取り組み

① いじめの未然防止の取り組み

ア) 授業づくりの視点から

〈成就感・達成感のもてる授業〉

- ・子どもたちが主体的に学習に取り組み、成就感・達成感のもてる授業づくりに努める。
- ・「学習の約束」等、授業中のルールを明確にし、すべての児童が安心して学習できるようにする。

〈道徳教育の充実〉

- ・年間指導計画を立案し、実践につなげる。
- ・思いやり、友情、生命の尊重、正義、公正公平、よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、児童が自分自身の実生活や体験に目を向けられるようにする。
- ・被害者も加害者も、また保護者もいかに辛い思いをするかを「命の尊重」と合わせて児童に訴える。

〈人権教育の視点に立った授業〉

- ・「違いを認め合う」「自尊感情を高める」ための取り組みを重視する。
- ・グループ学習等学習形態を多様に工夫し、学び合いの環境を整え、児童生徒が互いの力を合わせて成し遂げる体験ができるよう留意する。

イ) 人間関係づくりの視点から

- ・互いの違いを認め合う人権教育の充実
- ・年間通した話し合い活動や仲間づくりの活動
- ・子ども会活動、異学年交流活動
- ・学級合唱、学級レク等仲間との協力の大切さや達成感を味わえるような活動
- ・地域の方とのかかわりのもてる活動

ウ) 研修の視点から

- ・毎月各学年から現在の状況を報告する時間を設け、それに対する対応策や解決策を検討する。
- ・職員研修係と連携して、児童理解、人間関係づくり、人権教育・生徒指導に関わる研修を行う。

エ) 関係機関とのネットワークづくり

- ・生徒指導主事会議等で、相談機関、警察関係機関と連絡をとる。

② いじめの早期発見の取り組み

ア) 児童生徒の実態把握の視点から

〈アンケート調査の活用〉

- ・定期的に「学校生活（いじめ）アンケート」を実施し、問題点の改善を図るとともに、生徒理解のデータとして職員間で情報を共有し、市の教育委員会へ情報として提供したり、児童と相談を行ったりする。

〈定期的な教育相談〉

- ・スクールカウンセラーの来校に合わせて、児童が相談できる機会を設ける。
- ・懇談会時や連絡帳を活用し、保護者・児童から人間関係で困っていることがないか、気になることはないか聞くようにする。

〈日々のコミュニケーション〉

- ・何気ない日常における雑談、日記や作文などを通して、児童の気持ちの変化を把握し、必要な支援を行う。
- ・保健室においても、児童の言葉に耳を傾け、来室の事情や背景にある思いを受け止めることを心がける。

〈児童の観察〉

- ・教師が児童とともに過ごす時間を確保し、児童の表情を観察したり、声がけをしたりする。
- ・授業においても、人間関係のトラブルが要因で友だちとのかかわりが持ちにくい様子が見られたり、気持ちが学習に向かなかつたりする場面も見られることがあるので、授業中の児童の様子を丁寧に観察する。

〈保護者との連携〉

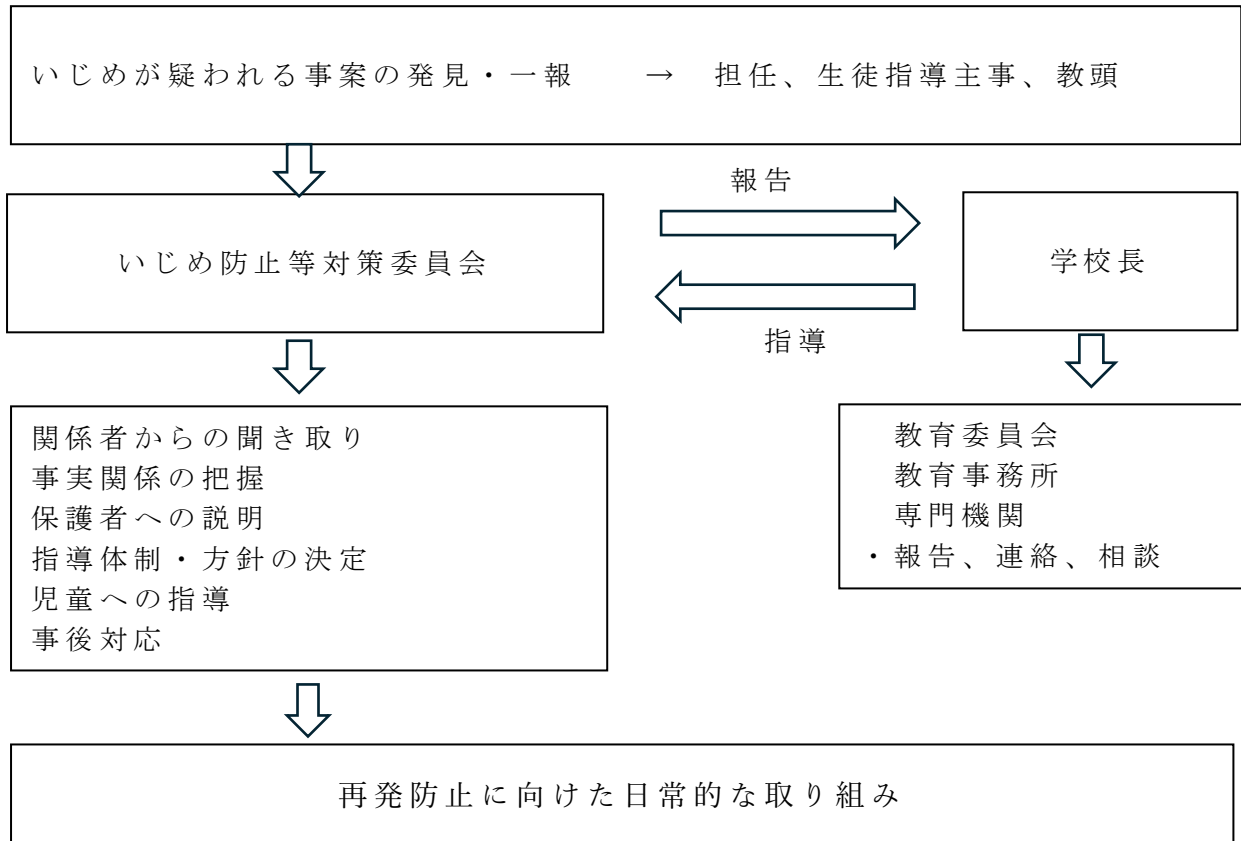
- ・児童について気になることがあった場合には、遠慮せずに学校へ相談できるよう、日頃から呼びかける。
- ・担任をはじめ、校長、教頭、保健主事、専科の教員等、どの教員でも相談できる旨伝え、いつでも相談できるように備える。

〈教員間の連絡〉

- ・気にかかる言動に接したり、情報を得たりした職員は、関係職員に速やかに報告や相談をして、情報の共有を図る。「いじめ防止等対策委員会」等と情報を共有し、指導の方向を適切に判断できるようにする。

- ・職員会・学年会毎に、児童生徒に関わる情報を共有し、児童理解に努める。
- イ) 相談窓口の提示の視点から
- 〈相談機関の掲示〉
- ・常時、校内に相談機関のポスターを掲示する。
 - ・各機関より配布された配布物を適時配布する。
- ウ) 学校への評価
- ・保護者にアンケートを行い、学校への意見・要望を把握し、指導に生かす。

(2) いじめが起きた時の対応



支援・指導のポイント

〈いじめの発見・通報を受けたときの対応〉

- ・いじめと疑われる行為を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、単独で判断せず、必ず誰かに相談する。速やかに「いじめ防止等対策委員会」に報告する。
- ・いじめを目撃したら、その場で阻止する。暴力を伴う時は、即時他の教職員に連絡する。
- ・関係職員を含む「いじめ防止等対策委員会」の職員が、分担して速やかに関係児童から、事実と気持ちを正確に聞き取る。
- ・聞き取りはできる限り、同時刻かつ個別に実施する。

〈いじめられた児童への支援〉

- ・児童が信頼を寄せている人（友人・教職員・家族・地域の方）と連携し、寄り添える体制を作るとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことができるような環境を整える。
- ・「必ず守り通す」ことを伝えた上で気持ちに寄り添った親身な支援をする。

〈いじめた児童への指導〉

- ・いじめを完全にやめさせた上で、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で

指導する。

- ・ 問題の解決を急ぐあまり、形式的に謝罪を促したりすることなく、自分自身の行為を振り返ったり、いじめられた児童の心情を想像したりできるようにする。
- ・ いじめた児童の背景にも目を向け、健全な人格の成長ができるようにする。

〈保護者との連携〉

- ・ いじめが発見された場合は、即日複数教員で関係児童の家庭訪問をする。
- ・ 調査結果、事実の報告をする。学校との連絡方法についても話し合う。

（３）重大事態発生時の対応

重大事態発生には、いじめられた児童や保護者を徹底して守り通すとともに、児童の心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

《重大事態とは》

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

《対応の流れ》

- ① 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会の指導の下、当該事態に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果について、いじめを受けた児童及び保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。